

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 (06-6208-7872)			
処分課（担当）名	同上			
処分の名称	附置義務緩和承認			
概要	<p>大阪市では、駐車場法の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築や増築などを行う場合に、自動車の駐車施設の設置を義務づける「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を定めています。</p> <p>駐車施設の附置台数については、建築物の用途や規模等により算定基準を定めていますが、その中で、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域において、鉄道駅からの距離その他の事情を総合的に考慮して駐車施設の需要が低いと認められる場合に、駐車施設の需要に応じて0.8～1.0を当該建築物の延べ面積に乗じて得た面積を駐車施設の設置の対象となる延べ面積とすることができます。</p> <p>なお、上記の適用を受けようとする者は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。</p>			
根拠法令等 及び条項	<p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年6月11日条例第93号）第3条第3項及び第4項（http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）</p> <p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成20年5月30日規則第111号）第2条</p> <p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成2年3月22日大阪市告示第196号）第2条</p>			
審査基準	<p>○建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成2年3月22日大阪市告示第196号）第2条 （駐車施設の需要が低い建築物）</p> <p>条例第3条第3項の駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物は次の表の左欄に掲げるものとし、同条同項の市長が定める割合は同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1126 1430 1216"> <tr> <td>鉄道駅まで地下通路又は上空通路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物</td> <td>10分の8</td> </tr> </table>		鉄道駅まで地下通路又は上空通路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物	10分の8
鉄道駅まで地下通路又は上空通路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物	10分の8			
標準処理期間	14日			
経由日数	なし			
提出先	計画調整局計画部都市計画課(06-6208-7872)			
提出時期	随時			
提出方法	<p>附置義務緩和承認申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課まで提出してください。</p> <p>なお、詳細については建築物における駐車施設の附置等に関する条例の取扱について（手引書P14～P19）をご参照ください。 （http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000016355.html）</p>			
手数料	なし			
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課(06-6208-7872)			
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005188.html			
備考				